

平成24年第5回府中町議会定例会

会議録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 平成24年12月7日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成24年12月7日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 議長   | 中 村 勤 君   | 副議長  | 慶 徳 宏 昭 君 |
| 1 番  | 小 菅 卷 子 君 | 2 番  | 中 井 元 信 君 |
| 3 番  | 繁 政 秀 子 君 | 4 番  | 益 田 芳 子 君 |
| 5 番  | 山 口 晃 司 君 | 6 番  | 上 原 貢 君   |
| 7 番  | 海 渡 弘 信 君 | 8 番  | 西 友 幸 君   |
| 11 番 | 山 西 忠 次 君 | 12 番 | 木 田 圭 司 君 |
| 13 番 | 力 山 彰 君   | 14 番 | 岩 竹 博 昭 君 |
| 15 番 | 加 島 久 行 君 | 16 番 | 中 村 武 弘 君 |
| 17 番 | 梶 川 三樹夫 君 | 18 番 | 林 淳 君     |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

4 町長報告

- ・ 行政報告
- ・ 報告第 1 5 号 専決処分の報告について
- ・ 報告第 1 6 号 専決処分の報告について
- ・ 報告第 1 7 号 財団法人府中町開発公社の経営状況について
- 5 報告第 1 4 号 専決処分の承認について
- 6 第 4 5 号議案 平成 2 4 年度府中町一般会計補正予算（第 4 号）
- 7 第 4 6 号議案 平成 2 4 年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 第 4 7 号議案 平成 2 4 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 第 4 8 号議案 平成 2 4 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 第 4 9 号議案 平成 2 4 年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 1 第 5 0 号議案 府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 1 2 第 5 1 号議案 府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 1 3 第 5 2 号議案 府中町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定について
- 1 4 第 5 3 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例の制定について
- 1 5 第 5 4 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 6 第 5 5 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 7. 説明のため会議に出席した者

|           |   |          |
|-----------|---|----------|
| 町         | 長 | 和多利 義之 君 |
| 副 町       | 長 | 佐藤 信治 君  |
| 教 育       | 長 | 高杉 良知 君  |
| 総 務 部     | 長 | 寺尾 光司 君  |
| 企 画 財 政 部 | 長 | 高石 寛智 君  |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長         | 権 現 通 洋 君 |
| 建 設 部 長             | 森 島 正 二 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長       | 佐々木 久 氏 君 |
| 消 防 長               | 中 村 克 司 君 |
| 教 育 部 長             | 林 健 三 君   |
| 総 務 部 次 長           | 谷 崎 文 男 君 |
| 生活環境部次長兼町民生活課長      | 梶 川 幸 正 君 |
| 建 設 部 次 長 兼 監 理 課 長 | 和 田 敏 信 君 |
| 建設部次長兼都市計画課長        | 土 手 澄 治 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所次長      | 河 中 健 治 君 |
| 消 防 署 長             | 中 川 和 幸 君 |
| 企 画 課 長             | 井 上 貴 文 君 |
| 財 政 課 長             | 中 西 肇 君   |
| 企 画 監               | 河 本 裕 治 君 |
| 職 員 課 長             | 榎 並 隆 治 君 |
| 税 務 課 長             | 神 永 和 明 君 |
| 福 祉 課 長             | 新 見 公 平 君 |
| 保 険 年 金 課 長         | 金 川 秀 之 君 |
| 高 齢 介 護 課 長         | 脇 本 哲 也 君 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長     | 坂 本 雅 司 君 |
| 補 償 課 長             | 金 光 一 隆 君 |
| 総 務 課 長（教 委）        | 戸 田 秀 生 君 |
| 学 校 教 育 課 長         | 金 藤 賢 二 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 職務のために会議に出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 花 田 智 史 君 |
|-------------|-----------|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議事の内容

（開会 午前 9時30分）

○議長（中村 勤君） 皆さん、おはようございます。



とおり、広島市東部連続立体交差事業の早期実現を求める決議を4町だけでなく、広島県議長会として決議することになりました。この決議は、来年1月22日に広島県知事、県議会、広島市長、市議会へ要望するという予定になっております。

また、副会長の改選人事があり、私の後任に、海田町の来留島議長が選任されました。

そのほか、来年度の予算については、いろいろ物議が交わされた海外旅行の実施を取りやめということになっております。理由は、経費削減ということでございました。

詳細につきましては、事務局に議案等関係資料がございますので、参考にしていただければと思います。

簡単ですが、以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、中村武弘委員長、お願いいたします。

○16番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、11月5日に委員会を、11月26日に委員会並びに協議会を開催しております。

11月5日の委員会では、行政視察の事前勉強会を行い、11月14日、15日には行政視察を行っております。

11月26日の委員会では、学校教育に関する事務調査ということで、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するための検査の実施についての説明を受けました。

また、11月14日、15日にかけて実施した行政視察の報告書のまとめを行っております。

視察内容は、皆さんのお手元に配付しているとおりでございます。子細につきましては、事務局に資料がございますので、参考にしていただければと思います。

そして、当日は協議会を開催し、12月定例会へ向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 厚生委員会、梶川委員長、お願いします。

○ 17 番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

厚生委員会では、10月9日の初議会以降、11月1日、11月27日と2回の委員会を開催しております。

11月1日の委員会では、生活環境に関する事務調査ということで、行政視察の日程調整を行っております。

行政視察につきましては、11月15日から16日まで、東京都港区に官民連携による防災機能を持った社会福祉施設の整備についての視察を行いました。

内容につきましては、お手元に出張報告書を配付いたしておりますし、事務局にも資料もございますので、参考していただければと思います。

次に、11月27日には、本定例会前の委員会を開催しています。

内容が12月議会へ向けて案件でございましたので、協議会に切りかえて会議をいたしました。

また、委員会では行政視察の出張報告の整理を行っております。

なお、9月定例会以降、本委員会に付託された案件はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 建設委員会、木田委員長、お願いします。

○ 12 番（木田圭司君） 皆様、おはようございます。建設委員会から報告をいたします。

10月の初議会以降、11月6日と11月28日に委員会を開催しております。

まず、11月6日の委員会においては、工事請負契約の締結の報告を受けるとともに、行政視察に関する事前の勉強会を行っております。

11月21日から22日の行政視察の内容につきましては、出張報告にまとめて皆様のお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただければと思います。

詳しい資料については、事務局に置いておりますので、参考にしていただければと考えております。

次に、11月28日に建設事業に関する事務調査ということで、工事請負契約の締結についての報告を受けております。

また、定例会前の委員会ということで、一部協議会に切りかえての定例会の案件の概要を聞いております。

なお、９月定例会以降、本委員会に付託された案件はございませんでした。

以上、簡単ですが、建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 議会運営委員会、益田委員長、お願いします。

○４番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

１０月の初議会以降は、議会運営委員会を一昨年の１２月５日に開催をしております。

内容は、今定例会の運営についてということで、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

なお、議会関係の議員提出議案につきましては、全議員の署名で提出したく思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単ですが、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 議会報特別委員会、山口委員長、お願いします。

○５番（山口晃司君） 皆様、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

１０月の初議会以降、議会報特別委員会を昨日の１２月６日に開催しております。議会だより第１２８号の編集に向けて、執筆者の決定及び発行までの日程調整を行いました。

以上、簡単ですが、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 次に、監査報告をお願いしますが、さきの臨時会で申し上げたとおり、林議員には監査委員就任の挨拶もあわせてお願いします。

林議員。

○１８番（林 淳君） 改めておはようございます。ただいま議長から御紹介がありましたように、１０月９日の臨時議会において監査委員に選任していただき、同日付で町長から監査委員としての辞令の交付を受けましたので、きょう１２月定例会において監査委員として御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、当町では監査委員が２名選任されるわけですが、今回、議会からは私、林ということで、これからの監査に当たりましては、議会を代表しての監査委員ということを十分に認識し、代表監査委員ともども監査業務に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、監査委員報告を行います。

なお、監査は議会選出の監査委員の任期満了に伴い、平成24年9月30日までは、府中町代表監査委員竹中敏幸及び監査委員西山光雄両氏が、また平成24年10月以降は、府中町代表監査委員竹中敏幸及び監査委員林淳が実施しました。

まず、例月出納検査につきまして、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成24年8月分を平成24年9月19日に、平成24年9月分を平成24年10月15日に、平成24年10月分を平成24年11月19日に実施しました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、定期監査です。地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度第2期定期監査として、平成24年9月20日から10月31日まで、議会事務局、企画財政部企画課、財政課、及び消防本部を対象に実施しました。

監査の結果については、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し、調査したところ、平成23年度に属する財務に関する事務は適正に処理されていきました。

最後に、決算審査ですが、地方自治法第233条第2項及び同法241号第5項の規定に基づき、平成23年度各会計歳入歳出決算及び基金運用については、平成24年7月18日から8月30日まで監査委員事務局職員による事前調査を行い、31日から9月7日まで、監査委員による本審査を実施し、9月10日に町長へ審査意見書を提出いたしております。

以上で監査委員の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようであるますので、次に参ります。

総務文教委員長報告に対して質問のある方。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 空き家等適正管理に対する条例を制定されておるということで、いい研修に行かれたと思っております。それで、ちょっと私の勉強不足なんですが、

事前調査もされたとおっしゃいましたので、ちょっとお尋ねしたいんですが、府中町には空き家が何軒ぐらいあって、どのようにそれを条例の制定に向けてやっていこうと思われて研修に行かれたのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

16番中村武弘委員長。

○16番（中村武弘君） まず、繁政議員の質問に対して、府中町の空き家に対する数というのは聞いておりません。

それから、空き家に対する事前の勉強といいますと、特に府中町でも古い団地に空き家が幾つかずつ出ております。そして、その古い団地というのは、どっちかといいますと交通の便の悪いところ、特に高台にあるところ、そしてその空き家がずっとほっておけば、当然いろいろな対策をしないといけないということになると思うので、今の所沢へ勉強に行きました。

以上です。

○議長（中村 勤君） 空き家の数を理事者が把握できてるかどうかというのも一つの疑問ではありますが、把握しているようでありましたら、その数を調べて、委員長、繁政議員に伝えてあげてください。把握できてるかどうかよくわからないと私自身も思ってるんですが、今委員長が報告されたように、桜ヶ丘あるいは清水ヶ丘、瀬戸ハイム、その高台のほうのお年寄りの、高齢化されておると思いますので、大分空き家が出てるというふうには、私も大分出てるというところまでわかってるんですが、その数を理事者が把握しておれば、それをお聞きして繁政議員に伝えてあげてください。よろしいですか。

それでは、次に移ります。

厚生委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第４に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。再開は１０時からといたします。休憩。

（休憩 午前 ９時５５分）

（再開 午前１０時００分）

○議長（中村 勤君） それでは、休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 皆さん、おはようございます。ことし最後の１２月定例議会ということでございますが、先ほどもきょうから１９日まで、長い議会ということでございますが、たくさんの議題もございますので、またひとつよろしく御審議方をお願いをいたしておきたいと、このように思います。

それでは、町長報告ということでございますが、議会前の委員会では１件だけと申し上げたんですけれども、本会議、きょうまでまたいろんな事件がございましたので、都合３件ということになりましたので、報告をさせていただきたいと、このように思います。

まず最初に、１１月２０日の午後から２２日までの足かけ３日間、全国町村長大会等の行事で上京をいたしました。主なものを報告をさせていただきたいと、このように思います。

まず１点でございますが、１１月２１日は、全国町村長大会がＮＨＫホールで開催

され、出席をいたしましたということでございます。

この大会は、昨今の地方自治体の課題をまとめ、決議と特別決議を採択したものを含め、新年度予算に反映をしていただくべく、関係省庁及びそれぞれの地元国会議員に陳情すると、こういう行事でございます。

要望の内容は、町村自治の確立、道路整備の促進、医療保険制度の一元化など、35項目にわたっておりますが、本大会のスローガンの8項目を決議にまとめ、そして特別決議では、道州制の導入の反対ですが、道州制は新たな中央集権体制を生み出すとともに、一層の地域間格差を生み出すことになるとしています。

皆さんのお手元には決議と特別決議文を配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと、このように思いますと同時に、大会意見の全容についても、私が資料保管をいたしておりますので、ぜひとも見たいと言われる方にはいつでもお見せをいたしますので、申し出をいただければと、このように思っております。これが1つ目でございます。

2つ目といたしまして、11月22日には、国保制度改善強化全国大会が日比谷公会堂で開催され、出席をいたしました。

この大会では、医療保険制度の一本化を早期に実現をすることや、社会保障、税の一体改革に伴う低所得者の財政支援、そして国庫負担の引き上げ等、財政基盤の強化を図るなど、7項目にわたっております。

同じく、皆さんのお手元には決議書を配付をさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思うと同時に、細かい意見書の内容については、私が資料を保管をいたしておりますので、また申し出ていただければと、このように思います。

なお、この陳情でございますが、これは中央省庁への陳情ということでございますが、代表陳情を本部がいたしておるということでございます。これが1点目でございます。

それから、2点目でございますが、先週の11月29日に町内小学校2年男子児童が交通事故によって死亡されるという悲しい事件が発生いたしましたので、簡単に報告をしておきたいというふうに思います。

詳細な事故原因につきましては、警察当局等から情報入手が困難なため、事故の概要説明となりますが、平成24年11月29日木曜日、午前7時25分ごろ、県道上

宮の町新地線の、場所が茂陰一丁目の交差点で、登校中であった府中中央小学校２年生男子生徒が、府中大橋方面に向かうため、左折したタンクローリーに巻き込まれるという事故に遭い、広島大学病院に搬送されましたが、午前８時４５分に亡くなられたというものでございます。わずか８歳という年齢で亡くなられた河野創君に対し哀悼の意を表させていただくとともに、心から冥福をお祈りする次第でございます。

このたびの事故を受けて教育委員会としては、事故を目撃した児童がいることなど、児童の心のケアのため、翌日から教育相談員の常駐派遣を行ったところでございます。

また、事件当日の夕刻に臨時校長会を開催し、高学年、中学年、低学年と年齢に応じた具体的な交通安全指導を行うよう指示をいたしております。二度とこのような悲しい事件や事故が起きぬよう、町といたしましても関係部署、関係機関とのさらなる連携を努めていきたいと考えております。

このたびの事故により、被害者の御家族の沈痛な悲しみ、見守り隊など、ボランティアの方々も心の痛手を受けておられることをお聞きをいたしております。今後は少し静かに見守ってあげていただきたいと、こういうお願いもしておきたいと、こういうことでございます。これが２点目でございます。

もう一点でございますが、北朝鮮の人工衛星と称するミサイル発射に関する対応についての御報告をさせていただきます。

このことにつきましては、北朝鮮が１２月１０日月曜から２２日土曜までの７時から１２時までの間に人工衛星と称するミサイル発射予告のことの対応について、万が一の不測の事態に整え、広島県危機管理課との連携を図りながら、町として防災注意体制をしき、予告日の１０日の午前６時３０分から態勢解除時まで、町民生活課及び消防本部において情報収集を行わせていただくことにいたしております。

内閣府においても、我が国の日本領域内に落下するケースは通常起こらないと考えており、平常どおりの生活、業務を続けていただきたいとのことでございます。

また、万が一ミサイルの影響等の可能性がある場合は、Ｊ－ＡＬＥＲＴ等により、住民に対して情報伝達を行える態勢をとっておると、こういうことでございます。

以上、３点報告をさせていただきます。

○議長（中村 勤君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君） このたびの小学校２年生の子供さんの交通事故は、本当に痛ま

しく、心から冥福をお祈りしたいと思います。それに関連して、通学路の点検をされとか、されないとかいうのをお聞きしたんですが、そのことについてどのように考えていらっしゃるのかが1点と。

特に、南小学校のところ、カワダから南小学校へ上がってくところの道は本当に狭いんです。そこを毎朝子供たちが通学をしていくんですけど、あそこはだから大型の車が入れんようにしてもらおうとか、何かそのような方法をとってもらわんと、ここと同じような事故が起きる可能性がありますので、このことについて町はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 通学路の点検については、お聞きしておりますが、後ほど教育長のほうからお答えをいただくということと、南小学校青崎線のことであると思いますが、重々承知をいたしておりますして、既に24年度調査をしておるということでございまして、連立あるいは区画整理との関連事業でありますので、できるだけ早く整備をするようにこれからも検討していきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 教育長。

○教育長（高杉良知君） 通学路における危険箇所等の定期的または重点的な交通安全点検ということでございますけれども、その前に、まずは大変小学校2年生の男子でございましたが、大変悲しい事故が起きました。心から御冥福をお祈りをしたいというふうに思います。決してあってはならない悲しい事件でありますけれども、今中央小学校の子供たちは本当にみんなでこの悲しみを乗り越えようということで、担任一同、また学校を挙げてこの取り組みを進めていると、乗り越えていこうということで頑張っております。今は平静といいですか、表面的にはですけれども、平静に一生懸命授業のほうを参加をしているというふうに思っております。

通学路の点検についてですけれども、通学路における緊急合同点検等実施要領というものがございます。それに基づきまして、現在合同点検を行っているところであります。11月中に全ての点検ができないものもありますけれども、それは12月、今からもう少しやっけていこうというふうに思っていますが、具体的に申し上げますと、

府中小学校区においては８月２７日に実施をいたしました。そして、中央小学校区はちょうど事件のあった日、１１月２９日に実施をする、お昼から実施をする予定でございました。そのまんま実施をいたしました。予定どおり実施をいたしました。南小学校区が１１月３０日、北小学校区も１１月３０日、こういったような予定で実施をしていく計画をしておりました。

特に、その中で中央小学校では、冬休み中にも学校またＰＴＡ等で協議をして、保護者に対して子供と一緒に通学路の安全面から見た再点検を依頼をする予定ということとであります。

この合同点検ですけれども、実施をいたしますのは、関係機関、教育委員会はもちろんですけれども、学校、ＰＴＡ、それから道路所管をしております建設の監理課、それから東警察署、こういったような関係機関が一堂に集まって一緒に点検をしていくという、こういったような方法で実施をいたしております。十分この中で点検をして、二度と事故の起きない安全な通学路をいかにして学校も住民も行政も一緒になってつくり上げていこうということで、今点検を行っております。

以上です。

○議長（中村 勤君） ほかに質問ございませんか。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君） 町長の答弁、よく理解しておるんですが、２７年度ぐらいまでには何とかいくというか、話は聞いておりますが、連立交だ、区画整理だと、あそこら辺がええぐあいにならんと、なかなかあっこが進まんというのもよく理解しておりますが、今回のことを契機に、あそこはもう空き地になったり、空き家になったりするところがたくさんありますので、できれば少しずつでも早く買ってやって、ちょっとでも避けられるようにしてやってもらおうと違うんじゃないかなという、あの辺の住民の皆さんの意見がありますので、それは検討してみてあげてください。一応その区画整理だ、いろいろ連立交の絡みはあるというのはわかりますが、それも頭の中に入れてください。

そして、総合点検を今進めていらっしゃるようですが、これもそのときだけじゃなくて、年に何回か決まったように点検ができるように計画を立ててもらおうといいのではないかと思いますので、要望しておきます。要望しときます。

○議長（中村 勤君） そういうことでございますので、町長、教育長、よろしくお願

いたします。

ほかにございせんか。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） 教育長にちょっとお願いがあるんですが、子供の通学路の点検です。PTAとか学校とかだけじゃなしに、町内会といいますか、地元を引き込んでほしいんです。というのが、見守りされる方は大体地元から出ておられるんですよ。PTAの方はほとんど出てないんです。学校の方も出てないんです。教育委員会も出てないんです。そこら辺をちょっと加味していただければと思います。

以上です。

○議長（中村 勤君） 答弁されますか。要望されたんですが、要望ということで教育長、その旨お聞きとどめください。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ほかにないようですので、行政報告を終わります。

続いて、報告第15号、専決処分の報告について、お願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第15号 平成24年12月7日提出。

専決処分の報告について。

府中町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、平成24年10月22日に次のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告をする。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございしますが、町民生活課兼職次長にさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたい。ちょっと普通、部長にということになっとなるんですが、きょうちょっと家庭の事情で休んでおります。次長が説明をさせていただきます。こういうこととございします。よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

町民生活課兼職次長。

○生活環境部次長兼町民生活課長（梶川幸正君） 報告第15号の専決処分の報告について。

府中町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明させていただきます。

この専決処分につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づき専決処分を行ったものでございます。

本条例の一部改正につきましては、平成24年6月27日、災害対策基本法の一部改正する法律が公布されたことに伴い、条例で引用する条番号の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、災害対策基本法の一部改正により、都道府県災害対策本部等の規定が新たに追加されたため、同法から引用する条文が第23条第7項から、第23条の2第8項に改められたもので、災害対策本部条例に関する規定の内容についての変更はございません。

専決処分の年月日は、平成24年10月22日、同月23日に公布いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 続いて質問に入ります。質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 報告第15号、専決処分の報告についてをこれで終わります。  
次に参ります。

報告第16号、専決処分の報告について、お願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第16号 平成24年12月7日提出。

専決処分の報告について。

府中町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、平成24年10月30日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告をする。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、府中町暴力団排除条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては説明は、引き続き町民生活課兼職次長がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

町民生活課兼職次長。

○生活環境部次長兼町民生活課長（梶川幸正君） 報告第16号、専決処分の報告について。

府中町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づき専決処分を行ったものでございます。

本条例の一部改正につきましては、平成24年8月1日に暴力団員による不当な行為の防止に関する一部改正する法律の公布がなされたことに伴い、条例で引用する条番号の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の一部改正に伴い、事業者の責務の規定が新たに追加されたため、同法から引用する条文が第32条の2第1項から第32条の3第1項に改められたもので、府中町暴力団排除条例に関する規定の内容についての変更はございません。

専決処分年月日は、平成24年10月30日、同日公布をいたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 質問ありますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 先ほどの説明の中で、事業者の責務という文言が追加されたとありますが、その事業者の責務とはどのようなものをいうのか、説明を願いたい。

○議長（中村 勤君） 答弁。

町民生活課兼職次長。

○生活環境部次長兼町民生活課長（梶川幸正君） この事業者の責務でございますが、事業者は不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないという項目が載ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） それはわかつとんじゃけど、事業者というたら、かなり大きい感じでしょう。このほかの暴対法をちゃんと勉強しとらんのが悪いんじゃないけど、商売人とかいろいろあるじゃないですか。そんなんも全部責務はあると思うんですけど、あえてここで事業者の責務というのが入ったのは、どういうことかと言うても、言いにくいじゃろうけど、また後聞きますが、よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 質問がないようでございますので、報告第16号、専決処分の報告についてを終わります。

次に参ります。

報告第17号、財団法人府中町開発公社の経営状況について、報告をお願いします。  
町長。

○町長（和多利義之君） 報告第17号 平成24年12月7日提出。

財団法人府中町開発公社の経営状況について。

財団法人府中町開発公社が平成24年10月31日をもって解散したことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人府中町開発公社の経営状況を次のとおり報告をする。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございしますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第17号、財団法人府中町開発公社の経営状況について、補足して御説明いたします。

財団法人府中町開発公社においては、本年10月31日に解散となり、平成24年度決算については、11月12日に精算人会議を開催し、承認されております。

それでは初めに、5ページの平成24年度収支計算書をごらんください。

事業期間は、平成24年4月1日から平成24年10月31日までです。

主なものとしましては、1の事業活動収支の部の1の②土地売却収入の欄ですが、

3億3,709万円は北小学校用地の売り払いです。未執行分は青崎地区の土地で、今後の精算期間に府中町へ売り払い予定となっております。

また、財務活動収支の部の2の①長期借入金返済支出ですが、土地開発基金からの借入金元金を2億938万5,000円、利息1億4,026万9,000円、合計で3億4,965万4,000円を返済しております。

次に、戻っていただいて1ページをごらんください。

財産目録です。平成24年10月31日現在の残高をあらわしております。流動資産の項、預金は広島銀行、広島商銀、広島市信用組合の3銀行へ1,711万3,572円となっております。

次に、固定資産の項です。定期預金200万円は、町からの基本財産としての出捐金で、前年度と変わっておりません。

土地は、北小学校用地を府中町に売り払いしたため、面積が4,480.99平方メートル、価格が3億3,709万343円減少し、面積が204.85平方メートル、価格が1,190万6,219円となっております。

備品、電話加入権は前年度と変わっておりません。

資産合計は3,108万5,451円となっております。

次に、負債です。流動負債の項、預り金は、府中町から徴収の受託をしている駐車場使用料ですが、本年9月末をもって委託契約を解除したため、ゼロとなりました。

固定負債の項、借入金と未払い利息は、府中町土地開発基金へ全額を返還したため、固定負債は3億4,831万417円の減となり、残高はゼロとなっております。よって、負債合計はゼロとなっております。

最下段の正味資産は、資産合計から負債合計を控除したもので、3,108万5,451円となっております。前年度とほぼ同額となっております。

次に、2ページは貸借対照表です。これは平成24年10月31日現在の各科目の残高をあらわしたものですが、先ほどの財産目録とほとんど重複いたしますので、説明を省略いたします。

次に、3ページは正味財産増減計算書です。

1の一般正味財産増減の部の、1経常増減の部、経常収益は、預金利息が3万6,336円ほかで、3万6,677円です。経常費用は、事務費等に要した費用です。報酬、手数料等で、経常費用計は25万7,428円です。差し引き当期経常増

減額はマイナス 22 万 7 5 1 円です。

2 経常外増減の部の経常外収益、経常外費用、ともにゼロです。

一般正味財産期首残高は、平成 24 年 4 月 1 日現在の残高で、当期の増減額を加算した一般正味財産期末残高は 3, 108 万 5, 451 円です。

次に、4 ページが土地原価計算書です。

先ほどの財産目録で御説明いたしました土地の明細になります。前年度と比べまして 4, 480.99 平方メートル、3 億 3, 568 万 6, 371 円の減となっております。

報告第 17 号、財団法人府中町開発公社の経営状況についての説明は以上です。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようですので、報告第 17 号、財団法人府中町開発公社の経営状況についてを終わります。

以上をもって、日程第 4、町長報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第 5、報告第 14 号、専決処分の承認についてを議題に供します。

理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第 14 号 平成 24 年 12 月 7 日提出。

専決処分の承認について。

平成 24 年度府中町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年 11 月 19 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第14号の専決処分の承認についてを補足して御説明いたします。

12月16日に執行される衆議院議員選挙費に係る平成24年度一般会計補正予算（第3号）については、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行っております。

本補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1,431万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,584万5,000円とするものです。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入、款 県支出金です。

目 総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金は、12月16日執行される衆議院議員選挙に係る委託金1,431万4,000円を補正するものです。

次に、6ページは歳出で、款 総務費です。

目 衆議院議員選挙費、職員給与費事業（衆議院議員選挙費）は、職員の時間外勤務手当を587万4,000円計上しております。

次の衆議院議員選挙事業は、職員給与費以外の投開票等に要する経費844万円を計上しております。

以上が報告第14号、専決処分の承認についての補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 続いて、質疑に入ります。一括して質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第5、報告第14号、専決処分の承認について、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第14号、専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（中村 勤君） ここで休憩をいたします。再開は５０分から再開といたします。

休憩。

(再開 午前 10 時 53 分)

○議長（中村 勤君） 日程第6、第45号議案、平成24年度府中町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

町長。

○町長（和多利義之君） 第４５号議案 平成２４年１２月７日提出でございますが、事前にちょっと訂正がございまして、訂正文を配付をいたしておりますが、第１条の歳入歳出予算の総額「に」となっとるのが、「から」に変えていただくということで訂正をお願いをしておきたい、このように思います。

それでは、本題に入ります。

平成24年度府中町一般会計補正予算（第4号）

平成24年度府中町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 億 1, 5 8 7 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 3 億 5, 9 9 6 万 7, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細につきましてはの説明でございますが、引き続き企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第４５号議案、平成２４年度一般会計補正予算（第４号）を補足して御説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

９ページをお開きください。

歳入、款 国庫支出金です。目 土木費国庫補助金、土地区画整理事業費補助金は、今年度の社会資本整備総合交付金が減額されたことにより、１億３，０３５万円を減額補正するものです。

次に、１０ページ。

目 民生費委託金、基礎年金等事務費委託金は、平成２５年度導入予定の年金ネット及び届出書データ化に伴う準備のため、１０分の１０の事務費委託金を受けるもので、６４万７，０００円を増額補正するものです。

歳出では、款 民生費、項 社会福祉費、目 国民年金費の国民年金事務事業に同額を補正計上しております。

次に、１１ページ、款 県支出金です。

目 土木費県負担金、土地区画整理事業負担金は、先ほど説明いたしました社会資本整備総合交付金の減額に伴い、３，９７８万９，０００円を減額補正するものです。

次に、１２ページ、目 民生費県補助金、障害者自立支援特別対策事業補助金は、障害者情報支援基盤整備及び精神障害者の家族に対する支援事業への補助金として、補助率１０分の１０の交付を受けるもので、１８４万２，０００円を補正計上するものです。

歳出では、款 民生費、項 社会福祉費、目 障害福祉費の地域生活支援事業に補正計上しております。

次に、１３ページ、款 繰入金です。

目 財政調整積立基金繰入金は、本補正予算により、財政調整積立基金からの繰り入れ２，２８０万１，０００円を減額補正するものです。

次に、１４ページです。款 諸収入です。

目 雑入、消防団員退職報償金は、消防団員２名が退職することに伴う消防団等公務災害補償等共済基金からの退職報償金１３７万３，０００円を補正計上するものです。

歳出では、款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費の消防団活動事業に同額を補正計上しております。

次に、１５ページ、款 町債です。

目 土木債、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、今年度の社会資本整備総合交付金の減額により事業費の減、及びＪＲグラウンドの擁壁工事が広島市側のおくれにより来年度施工になったことにより、町債を１億４，５１０万円減額補正するものです。

続いて、目 教育債、府中東小学校施設改修等事業債ですが、東小学校のガス管改修工事については、大規模改造事業として起債充当率７５％として予算計上していましたが、今年度は創設された充当率１００％の防災機能強化事業の対象となるため、起債充当率による差額の１６０万円を増額するものです。

また、次の府中南小学校施設改修等事業債は、平成２５年度に予定しておりました南小学校校舎の耐震補強工事の実施設計を前倒しして補正計上することに伴い、緊急防災減債事業債、充当率１００％の起債を充当することとし、１，６７０万円を計上するもので、合わせまして１，８３０万円の増額補正をするものです。

１６ページからは歳出ですが、一般会計と各特別会計における職員給与費関係経費については、毎年度１２月議会において人事異動等に伴う予算補正を行っておりますので、ここで一括して説明させていただきます。

職員給与費関係経費の本補正予算は、職員の育児休業や早期退職などによる給料及び共済費の減額、時間外勤務手当等の職員手当等の増額、さらに人事異動等に伴う予算科目間の補正を行うものです。なお、今年度は給与改定は行っておりません。

一般会計、特別会計の各会計の合計額ですが、予算科目の節の合計で、職員の育児休業や早期退職などにより、給料が１，０５２万円の減額、共済費が２７８万６，０００円の減額となっております。

また、育児休業等により、期末勤勉手当の減額がある反面、時間外勤務手当の増などで、職員手当等は６３２万７，０００円の増額となっております。これらを合わ

せますと、今回の職員給与費全体の補正額は、全会計で６９７万９，０００円の減額となっております。

以下、職員給与費関係経費を除く歳出補正予算について説明させていただきます。

１７ページ、款 総務費です。

中ほどの目 諸費、過誤納還付金事業は、町税の過誤納還付金の不足見込み２００万円、及び平成２３年度に概算交付を受けている国、県の障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費国庫負担金について、精算により生じた返還金及び子ども手当交付金の返還金４４０万１，０００円を合わせまして６４０万１，０００円を補正計上するものです。

次に、目 コミュニティバス運営費、コミュニティバス運行事業は、予期せぬ修繕の増加により、不足するつばきバスの修繕料６０万円を増額補正するものです。

２２ページまでは職員給与費事業の増減によるものとなっております。

それでは、２３ページをごらんください。

款 民生費です。目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業も介護保険特別会計の職員給与費事業の増減によるものです。

次に、国民健康保険特別会計繰出金事業は、国民健康保険特別会計の平成２３年度に交付を受けた国庫負担金に精算に伴う返還金が生じたため、必要な財源４万８，０００円を増額するものですが、職員給与費事業の減額が９１万３，０００円ありますので、差し引き８６万５，０００円を減額補正するものです。

次の目 老人福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金事業は、平成２３年度広島県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の精算による追加負担が生じたため、負担金９３万１，０００円を増額補正するものです。

次に、２４ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金事業も、平成２３年度の後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の精算による追加負担が生じたため、負担金７８８万５，０００円を増額補正するものですが、職員給与費事業の減額が１５９万５，０００円ありますので、差し引き６２９万円を増額補正するものです。

次の目 国民年金費、国民年金事務事業は、国民年金適用関係届出書のデータ化委託料、及び平成２５年度導入予定の年金ネットに必要なパソコン１台の購入費、合わせて６４万７，０００円を補正計上するものです。

次に、目 障害福祉費、地域生活支援事業は、障害者の情報支援のための基盤整備

及び精神障害者等の家族に対する支援を県の補助を受けて実施するもので、点字プリンター等の備品購入費１０２万９，０００円と、精神障害者等の家族に対する広報、通信等に係る費用に係る障害者自立支援特別対策事業補助金８４万２，０００円を合わせた１８７万１，０００円を補正計上するものです。

同じく、障害者福祉サービス事業は、障害者自立支援法が改正され、平成２５年４月から障害者総合支援法になることに伴い、帳票類の文言を修正するために必要なシステム修正の委託料６６万２，０００円を増額補正するものです。

３１ページまでは職員給与事業の増減によるものです。

それでは、３２ページをお開きください。

款 土木費です。目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、ＪＲグラウンドの擁壁工事が広島市側のおくれにより来年度執行になったことによる１億１，０４０万円の減と、今年度の社会資本整備総合交付金の減額による事業費２億３，７００万円の減、合わせまして３億４，７４０万円を減額補正するものです。

次に、３３ページ、目 公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金事業も下水道事業特別会計の職員給与費事業の増額によるものです。

次に、３４ページ、款 消防費です。

目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団員として５年以上勤務して退職する２名に対して退職報償金を支払うもので、１３７万３，０００円を補正計上するものです。

次に、３６ページです。款 教育費です。

項 小学校費の目 学校管理費、小学校施設耐震化事業は、今年度内に国の補正予算等による経済対策が実施された場合に対応するため、平成２５年度に予定していた南小学校校舎の耐震補強工事に係る実施設計を前倒しして、学校耐震化の加速を図るもので、校舎４棟分、１，６７２万７，０００円を補正計上するものです。

次の小学校施設改修等事業財源振り替え分は、歳入予算の町債のところで説明いたしましたが、東小学校ガス管改修工事に充てる起債の充当率が７５％から１００％となったことに伴い、一般財源１６０万円を地方債へと財源振り替えするものです。

次に、３７ページ、項 中学校費の目 教育振興費、中学校教育振興一般事務事業は、府中中学校吹奏楽部の中国大会出場などにより、選手派遣等補助金に不足が生じるため、１３５万６，０００円を増額補正するものです。

それでは次に、４ページに戻っていただきまして、債務負担行為補正です。債務負担行為の追加としまして４件あります。

まず、広報印刷製本費は、広報原稿の編集を平成２５年４月１日から直ちに着手できるように債務負担行為とし、今年度中に契約を締結するものです。期間は平成２４年度から平成２５年度、限度額は６６８万１，０００円です。

次の家庭ごみ収集運搬業務委託料も、平成２５年４月１日から直ちに業務を開始するため債務負担行為とし、今年度中に契約を締結するものです。期間は平成２４年度から平成２５年度、債務を負う限度額は３，０６４万１，０００円です。

次の町内一円維持補修工事は、平成２５年４月１日からの安定的な維持補修に対応するため、今回新たに債務負担行為とし、今年度中に契約を締結するものです。期間は平成２４年度から２５年度で、債務を負う限度額は２，９００万円です。

次の児童センター管理運営委託料は、府中町南交流センターの児童センター部分の管理運営を指定管理者に行わせるため、協定を締結する必要があり、債務負担行為とするものです。期間は平成２４年度から平成２５年度で、債務を負う限度額は１，８５２万１，０００円です。

以上が一般会計補正予算（第４号）についての補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑につきましては、歳出から行います。

例年の人事異動等による補正予算の調整が大方を占めていますので、まず１６ページから２２ページまでの款で言う議会費と総務費までで質疑のある方は、ページ数を申し出て質疑を行っていただきたいと思います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 質疑ないようでございますので、次に、２３ページから３０ページまで、これもページ数を申し出て質疑を行っていただきたいと思います。

民生費、衛生費、農林業費、商工費でございます。

質疑ございますか。

１０番慶徳議員。

○１０番（慶徳宏昭君） 歳入も絡んでくるんですが、２４ページの障害福祉費、これ

県からの補助金でしたかね、をいただいて、ここの予算に充当するというお話でございました。備品購入と障害者自立支援特別対策事業、補助金を出すということだと思います。補助率が10分の10ということで全額が交付されると思うんですが、単年度で終わればいいんですが、こういったものは将来的にも一般財源の負担が出てくるのかどうか。何も民生費だけじゃなくて、教育費あたりもこういう事例がたくさんございまして、俗に言う、1回つけたら次年度以降も継続的に一般財源あたりを充当しなきゃいけない事業なのかどうか、そこらの辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（新見公平君） この障害者自立支援特別対策臨時交付金でございますが、国の緊急対策の一環として行われているものでございます。今言われましたように、一過性のあるものだということでございますが、来年度以降、またそれはその辺のこの対策がどういうふうな形になってくるのかということについては、まだ把握はしておりませんが、一応広島県の障害者自立支援特別対策事業をもとに、今年度補助のほうをさせてもらうという形をお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 勤君） 10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） すみませんね、しつこいようで。県下全ての市町で同じような制度を受けられたということですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（新見公平君） 県の制度になりますので、各県内の市町全てがこの補助事業にのっておることになります。

以上です。

○議長（中村 勤君） 慶徳議員が言いたかったのは、一時の補助金をつくけども、その次からはどうするんだという質問だったと思うんですが、その辺に対しては理事者のほうはどういうふうにお考えでしょうか、答弁をお願いしたいと思います。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（権現通洋君） 備品購入費でありますとか、精神障害者の団体への支援事業ということでの補助金なんですけれども、これも慶徳議員がおっしゃいました

ような、一過性のものでございまして、後年度にその負担が継続するとかいったようなものではございません。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

31ページから34ページまでの款で言う土木費と消防費でございますが、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、次に35ページから38ページまで、款 教育費でございますが。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 36ページの13番府中南小学校校舎耐震補強工事設計委託料です。私はいつも思うんですが、設計委託料というのは結構高いと思うんです。こんなに何千万円も設計委託料がかかるのかなと思うて。普通分譲マンションなんかでも、設計委託料はもう総工事代金の何%ということで、かなり安くやっとするわけなんですよ。ここらがもうちょっと行政として努力できる項目じゃないかと、私は考えておるんですが、どうでしょうか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 8番西議員からの御質問でございます。今回府中南小学校は、当初計画では来年度ということであったんですが、一応、国のほうの補正予算等に対応するということで、今回前倒しで計上させていただいております。

今回のこの府中南小学校でございますが、先ほど財政部長も言いましたように、4棟あります。その中で1棟ずつ設計金額を積み上げて考えておるということでございます。そして、当然、詳細設計も当然補助になるというものでございますので、当然、国のほうの補助にのっとったような設計もしなくちゃいけないということでございまして、通常民間と比べてちょっと高いかなという嫌いもありますが、やはり国の制度にのっとって設計費をはじいておるということでございますので、御理解をい

ただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、歳入については 9 ページから 15 ページ、一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、4 ページ、第 2 表、債務負担行為補正について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、次に 5 ページの第 3 表、地方債補正について、質疑
ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第 6、第 45 号議案、平成 24 年度府中町一般会計補正予算（第 4 号）につい
て、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 6、第 45 号議案、平
成 24 年度府中町一般会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決決定を
いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第 7、第 46 号議案、平成 24 年度府中町国民健康保険特  
別会計補正予算（第 3 号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第46号議案 平成24年12月7日提出。

平成24年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,175万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細につきましての説明は、引き続き企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第46号議案、平成24年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を補足して御説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。

歳入で、款 繰入金です。目 一般会計繰入金は、歳出補正で不用となりました一般会計からの繰入金86万5,000円を減額補正するものです。

6ページからが歳出です。6ページと7ページは、職員給与費事業の増減となっております。

それでは、8ページをお開きください。

款 諸支出金です。目 償還金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還事業は、平成23年度に交付を受けた国庫負担金に精算に伴う返還金が生じたため、必要な財源4万8,000円を補正計上するものです。

以上が平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての補足説明です。よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は、５ページから８ページまでの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第７、第４６号議案、平成２４年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第７、第４６号議案、平成２４年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第８、第４７号議案、平成２４年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 提案前でございますが、先ほどと同じように、訂正がございまして、正誤表をお配りしておりますが、４行目の第１条、歳入歳出予算の総額「から」と、こうなるとるんですが、これを「に」に改めていただきたい、こういうことでございます。よろしく願いをしておきたい。

それでは、提案をさせていただきたいと、このように思います。

第４７号議案 平成２４年１２月７日提出。

平成２４年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２４年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４３３万６，０００円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 7,306 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

本補正予算は、先ほど一般会計補正予算で一括して説明をいたしました人事異動などに伴う職員給与費事業の歳出増減補正、それに伴う一般会計からの繰り入れの歳入増加補正のみでございますので、これ以上詳細の説明はございませんので、よろしく御審議のほどをお願いをいたしておきたい、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し歳入歳出一括で質疑を行います、質疑は 5 ページから 7 ページまで、歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第 8、第 47 号議案、平成 24 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 8、第 47 号議案、平成 24 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第 9、第 48 号議案、平成 24 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 提案前でございますが、本件につきましても訂正がございま

す。これが最後の訂正でございますが、よろしくお願ひしたいと。第1条、4行目でございすが、歳入歳出予算の総額「に」を「から」に直していただきたい、こういふこととございしますので、よろしくお願ひをいたします。大変申しわけないと、このように思っております。

それでは、早速提案をさせていただきます。

第48号議案 平成24年12月7日提出。

平成24年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ484万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,952万8,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

本補正でございますが、先ほど申し上げたように、一般会計の中で一括して説明をしたいということで企画財政部長が言いましたが、中身は人事異動などに伴う職員給与費事業の歳出減額補正と、それに伴う一般会計からの繰入金の歳入減額補正のみで、これ以上詳細の説明はございませんので、ひとつそのように御理解をいただいて、よろしく御審議をいただくようお願いをしておきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は5ページから7ページまでの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第9、第48号議案、平成24年度府中町介護保険特別会計補正予算（第

2号)について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第9、第48号議案、平成24年度府中町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第10、第49号議案、平成24年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第49号議案 平成24年12月7日提出。

平成24年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成24年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ629万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,867万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

若干、給与費以外がございますので、引き続き企画財政部長が詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第49号議案、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を補足して御説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

5 ページをごらんください。

歳入で、款 繰入金です。目 事務費繰入金は、本補正で必要な一般財源を一般会計からの繰入金で対処するもので、629万円の増額補正です。

6 ページ、歳出ですが、6 ページは職員給与費事業の減額によるものです。

それでは、7 ページをごらんください。

款 後期高齢者医療広域連合納付金です。目 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金事業は、平成23年度の後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の精算による追加負担が生じたため、負担金788万5,000円を増額補正するものです。

以上が平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は5 ページから7 ページまでの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第10、第49号議案、平成24年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、第49号議案、平成24年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） ここで少し早いですが、昼休憩に入りたいと思います。午後の再開は13時から、午後1時からとします。

少々お時間をいただきたいんですが、休憩中ではございますが、議長の私のほうから議員の意見を受けて理事者側に申し上げておきたいことがございます。

内容は、山陽本線の連立交につきましては、これまで府中町議会に対して、公式には県と市で見直しの検討を行っているとの理事者からの説明を受けてまいっています。私たち議会は、的確な理事者からの情報を得てきていると思っております。そうした確実な情報のもとで紳士的な対応をしてきていると思っております。

ただ、一部自治体からさまざまな情報が飛び交っていることも聞いておりますが、もし、そうした情報が県の担当者などであったりするなら大変遺憾で、紳士的な対応している府中議会としても、強く県に対し不満を感じているということを伝えるよう理事者側に忠告をさせていただきます。

とにかく議会は的確な情報をもとにした行動をこれからもとっていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。理事者に今申し上げたことをお願いをしておきたいと思います。

それでは、昼休憩に入ります。休憩。再開は１３時でお願いいたします。

(休憩 午前 １ 時 ４ １ 分)

(再開 午後 １ 時 ０ ０ 分)

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第 11、第 50 号議案、府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題に供します。

理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第 50 号議案 平成 24 年 12 月 7 日提出。

府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

府中町職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、地方公務員法に基づき職員の自発的な大学等課程の履修あるいは国際貢献活動を可能とするための休業制度を導入するため、条例を制定するものでございます。

詳細については、総務部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第50号議案、府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてに補足して説明をいたします。

議案書の最後のページの第50号議案参考資料をごらんください。

まず1、制定の理由です。地方公務員法に基づき職員の自発的な大学等課程の履修または国際貢献活動を可能とするための休業制度を導入するため、本条例を制定するというものでございます。

これに関しまして、平成19年8月1日に地方公務員法の一部改正が行われまして、当該自己啓発等休業制度が創設されております。

この休業制度は、職員が大学等における就学や国際貢献活動に参加するための休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは承認することができるというものでございます。休業とは、職員としての身分を有したまま職務に従事しないことを認めるという制度でございます。

この制度は、職員の自発性や自主性を生かした幅広い能力開発を支援するため、また国際協力の機会を提供するための柔軟な仕組みとして設けられたものでありまして、この休業の成果を何らかの形で公務に還元することにより、公務の能率的な運営に資することを期待するというものでございます。国家公務員に対しても同様な制度はあるというものでございます。

本町におきましては、職員人材育成の取り組みとしましては、職場内において職務を通じて行う職場内での研修、職場から離れて行う広島県自治総合研修センターや自治大学校などで専門的な研修機関で行う職場外研修などを実施する一方で、職員が意欲と主体性を持って自発的に研さんをすることを支援するため、通信研修の受講支援などの取り組みを行っておりますが、今回の自己啓発等休業制度の導入は、職員の人材育成、スキルアップのための支援策の幅を広げるということで導入させていただきたいというものでございます。

本提案の条例は、地方公務員法の規定に基づき自己啓発等休業制度の取得手続等を新たに定めるものでございます。

また、本条例の制定に関連しまして必要となる現行の府中町職員定数条例、府中町職員の給与に関する条例、府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正を附則にてあわせて行っております。

続きまして、条例の概要でございます。

(1) 対象の職員です。職員として在職期間が2年以上である一般職の常勤職員が対象となります。

(2) 自己啓発等休業の期間ですが、大学等における修学のための休業は2年、大学院等で修業年限3年の場合は3年以内としております。国際貢献活動のための休業は3年以内としております。

休業事由は、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる内容のもので、具体的には、申請した職員の職種などを考慮して個別に判断することになりますが、職員の単なる個人の趣味に関するものや、転職を前提としたような履修は対象外と考えております。

大学等の修学では、大学への学士入学や課目等履修生、大学院での修士、博士課程の履修、また法科大学院での履修等が考えられます。

また、国際貢献活動としましては、独立行政法人国際協力機構、通称JICAが行う開発途上地域におけるボランティア活動への参加、青年海外協力隊等がそれに該当します。

(3) の給与です。休業期間の給与ですが、地方公務員法の規定を受けて給与を支給しないこととしております。

次に、(4) 職務復帰後における給料についてでございます。部内の他の職員との均衡上必要であると認められるときは調整できるとしております。

具体的には、休業の期間中における大学等での履修内容が職員としての職務に特に有用と認められる場合や、国際貢献活動のための休業である場合においては、休業期間中の全期間を、それ以外におきましては半分の期間を勤務したものとみなして給与を調整することができるということでございます。この内容につきましては、附則第2号で改正するというものでございます。

続きまして、(5) の定数の取り扱いとしましては、自己啓発等休業中の職員は職員の定数には含めない、定数外とするよう附則第3項で改正しております。

続きまして、(6) 退職手当の取り扱いです。原則、休業期間中の全期間を退職手

当計算の基礎となりますが、大学等における修学または国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等は、休業期間の2分の1を除く、つまり2分の1を算入する内容で、条例附則第4号で改正するというものでございます。

なお、本条例の施行期日ですが、平成25年1月1日としております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第11、第50号議案、府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、第50号議案、府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第12、第51号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第51号議案 平成24年12月7日提出。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条（公営住宅法の一部改正）の施行に伴い、条例の一部を改正をさせていただくもの

でございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 各条例の補足説明に入る前に、まず地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に至った背景であります地域主権改革関係について、まず説明をさせていただきます。

住民に身近な行政に関する企画決定、実施を一貫してできる限り地方自治体に委ねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す考えのもと、地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱に基づき、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限委譲を行った上で、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会を実現するために、関係法律の整備が推進をされております。

この地域主権改革の中で各種法律を一斉に改正する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、府中町の現況を踏まえ、従うべき基準、標準、参酌すべき基準に沿って条例を改正、制定することになりました。

それでは、第51号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、補足説明をいたします。

お手元の資料の一番最後になります第51号議案参考資料をごらんください。

まず、今回の条例改正の趣旨でございますが、先ほど説明をいたしましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条の施行による公営住宅法の改正に伴い、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

2の主な改正事項の概要でございますが、公営住宅法及び同法施行令の改正によりまして、第6条第1項の町営住宅の入居者の資格にかかわる条件であります入居者収入基準については、公営住宅法施行令で定める基準を参酌し、また公営住宅法におい

て廃止された入居者資格のうち、同居親族要件についてはこれを継続することとし、それぞれ政令の基準及び法改正前と同様の取り扱いを行うこととしております。

まず、（１）の入居者収入基準としましては、第６条第１項に、特に居住の安定を図る必要がある身体障害者、高齢者等については、公営住宅に入居しやすく、またこれらの方に公営住宅を的確に供給するために、入居者収入基準をその趣旨に基づき一般の世帯よりも緩和し、総務省が行う家計調査等から算出された月額が収入が２１万４，０００円、その他の一般の世帯については、最低居住水準の住宅を確保するために必要となる収入の下限として、月額収入が１５万８，０００円をそれぞれ超えないものとするものでございます。

また、（２）の同居親族要件といたしましては、第６条第２項に身体障害者、高齢者、ＤＶ被害者については単身入居が可能となります。これらはともに改正前公営住宅法と同等の取り扱いを行うものでございます。

このたびの法改正について、町の対応方針を検討した結果、当町の町営住宅入居世帯は、身体障害者、高齢者等の低額所得である住宅弱者世帯の割合が高く、また入居者募集の応募倍率が比較的高い状況であり、一括法の施行前と異なる取り扱いや異なる基準とする特別な地域事情等がないものと判断をし、入居収入基準、同居親族要件の取り扱いについて、現行の資格要件を維持を行うものとし、従前と同等の取り扱いを条例で定めるものでございます。

この条例の施行日は平成２５年４月１日とし、施行期日現在の入居者は改正後の条例の基準により、入居したものとみなすことといたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君） 地域主権改革で入居する人がみやすくなって、やりやすくなったというのがはっきりわかることがあれば、それをきちっと説明をしてほしい。

それから、高齢者、身体障害者、ＤＶ被害者の人は単身でも、１人でも入れるとさっきおっしゃったんですが、私が今までお話を聞いた中では、高齢者の人は１人じゃいけないと言われるのがあって、誰か自分のおいか、めいかと一緒に住むんだというようなことをして入らないといけないんだというように聞いておりましたが、その辺をもう少しはっきり明確に説明をしてください。

それから、最高が２１万４，０００円で、月、１５万８，０００円ということは、下、要するに、今までは例えば８万７，０００円より低かったら入れない、例えばよ、いうのがあったと思うんですが、それはどうなるんか、その辺もはっきりと、もう少し丁寧にきちっと説明をしてもらいたい。

以上。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） ３番繁政議員さんからの御質問でございます。

まず、今回月額収入額を一般世帯で１５万８，０００円、高齢者等の方で２１万４，０００円ということで、従前の基準と同じ同額を定めさせていただいておりますが、これにつきましては、総務省の統計局等からも世帯の年間収入などのデータをもとに、国土交通省が出しております。これにつきましては、全体で１０あるうち、そういう収入の低い分位といいますか、それを一応大体１０のうちの２５％程度の方が通常低い収入という判断を国のほうがしておりまして、このことから、今１５万８，０００円ということで設定をいたしております。

また、身体障害者、高齢者等の住宅、弱者の方が賃貸住宅市場において、みずから住宅を購入することはできるものの収入の分位を、その方については大体４０％、さっきの方が２５％ですが、この方については４０％という判断をいたしておりまして、その金額が今２１万４，０００円ということで今算定をされております。このことから、今回、町もこの額を決定をさせていただいてます。

それと、今回これを同額を定めると至ったことは、他のやはり自治体との関係もあろうかと思います。この近隣市町、また県内の他の市町でございますが、ほとんどこの額を設定をさせていただいたということがございまして、府中町においてもこれを変える最も大きな理由というのはなかろうということで、同額を設定をさせていただいております。

回答につきましては、監理課長より説明をさせていただきます。

○議長（中村 勤君） 監理課長兼次長。

○建設部次長兼監理課長（和田敏信君） 繁政議員の御質問で単身世帯の方がなかなか入れないという現実という御質問でございますが、身体障害者、それから高齢者等の方につきましては、条例上の入居資格を備えてはいるものでございますが、現実には

単身向けの世帯構成、居住面積は単身向けは約 25 平米以下を大体想定しておるんですが、当町の公営住宅は 25 平米を超える世帯向けの公営住宅であるため、単身向けの単身者の方も入れる条例上のそういった救済といいますか措置はあるんですが、世帯向けということで、単身の方の公募は行っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（中村 勤君） もう一問あったと思うんです。1 問漏れてますから、それを答弁してあげてください。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 下の下限があるかという御質問だというふうに思います。

これについてはありません。先ほどの金額が一応上限ということで、それ以下であれば入居できるということでございます。

それともう一つ、ちょっと説明しますと、先ほどの金額というのは、先ほどの月額収入金額 21 万 4,000 円、15 万 8,000 円、これは月額収入ということでございます。これを超えないものとするということがございます。

それと、この月額収入というのは、年間の総収入から必要経費を差し引いて、それが引いたものが年間所得になりますので、その年間所得を 12 で割ったものが今回言っております 15 万 8,000 円、21 万 4,000 円に相当するということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 3 番繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） 最初言ったのは、地域主権改革で町民が、要するに住民が恩典を受けるようなことがあったら、そのことを言うてほしいというのが 1 点。これ改革、地域主権だから、府中町は府中町でこのような条例にするというのができるということでしょう。それを聞いたんよ。そして、それがそれをやった上でこうなりましたという説明が聞きたかったんですが、今まで総務省が言うてやっとなんと同じじゃ言うて、答弁はそうじゃったね。最高が 21 万 4,000 円と 15 万 8,000 円。それで、例えば今まで町営住宅に入りたいという人がどのぐらいいらっやって、割合でどのぐらい入りよったんか。

私が聞くのに、町営住宅なかなか入れんのですよという人が多いのよ、募集はないんかどうか知りませんが。それでも山田の町営住宅なんか、家賃が 9,000 円ぐらい

じゃのに、1回目は応募者がいなかったとかいうような話がありますが、町民の皆さんが広報を見ていらっしゃらないのかどうか知りませんが、今高齢者になられて、アパートに住んでいらっしゃるんですが、そこが5万円ぐらい出さにゃあいけんらしい、家賃をね。ですから、町営住宅へ入りたいという要望者の方がたくさんいらっしゃるので、せんだってもお聞きしたら、あいとる、鶴江があいとる。鶴江があいとるが、何か立ち退きの人たちを優先的に入れにゃあいけんから、そこはまだあけたままなんです。そこにほいじゃあ、その立ち退きの人がいつ入ってきてんかわかりませんが、たちまち出にゃあいけん人なんかは、やっぱり早くいいぐあいに整備がされたら、町営住宅に募集をかけて、今おっしゃったように、1人でも入れるようになったら、1人でも入れるようにしてあげてもらいたいんじゃないけど、25平米以上の町営住宅が多いので、1人じゃ入れんのじゃね、今の話では。その辺が地域主権改革で1人でも入れるようになったんですよいうんだったら、町民がすごく喜んでと思うんですよ、今高齢化社会がどんどん進んどるんですから、こういうときにそういう法律が変わるときにそのように住民に、住んでよかった、住んでみたい府中町にするための努力をどういうようにされたかいうのを聞いてみたいと思うんですが、その辺をもう一回ちょっと言ってください、はっきり、しっかりと。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 再度の3番繁政議員からの御質問でございます。今回、地域主権改革で府中町に合うような条例を制定ができるということでございますが、いろいろな基準がありまして、それを参酌をいたして、町としては国が出しております省令、政令と府中町においては異なる取り扱い等は変えるということは、特別な地域事情というのではないという判断のもとで今回同額にさせていただいたということでございます。

それとあと、現在の町営住宅の状況でございますが、今、入居できる戸数として98戸っております。それで、大体あいたときに応募をかけますが、そのときの大体倍率が大体10倍ぐらい、10人に1人ぐらいしか町営住宅に入れないというような状況がございます。このために、できれば応募された方が皆さんは入れればいいんですが、数に限りがございますので、どうしても応募抽せんということになるということでございます。

それと、単身世帯の入居につきましては、先ほど説明させていただきました高齢者、身体障害者等の方については、単身入居は可能であるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村 勤君） 3 番繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） 最初は単身、障害者の人も高齢者の人も入るようになってるんですよという説明だったから、ほいじゃあ入れるんじゃないかって聞いたら、さっきは25 平米以上の建物以下だったら入れるんでしょうが、うちにある町営住宅はそれ以上のものが多いので、単身者は入れないという答弁じゃった。今は単身者も入れます。これどっちかはっきりちゃんとするように。

それから、ここで言っときますが、先ほどのけさの質問で、いただきました、空き部屋状況。2, 340。これは5 年ごとに行われて、20 年度の実施したものですから、それでも2, 340 戸ぐらいあいとる。

前から話があるように、町営住宅を建てるいうたら大変だから、やっぱり住民の民間の活性化にもつながるし、それから町にもわざわざ町営住宅を建てるよりも、こういうあいとる空き部屋を町営住宅に利用することをこれからは検討してもらえるかどうか。もらいたいと思う、こんなにあいとるんだったら。それはついでの質問で申しわけないんですが、町営住宅に関係して、地域主権改革ですから、こういうことも改革してもらえんかなと思って質問いたします。

以上。

○議長（中村 勤君） 答弁。

監理課長兼職次長。

○建設部次長兼監理課長（和田敏信君） 繁政議員の再度の御質問ですけれども、私の説明がちょっと悪かったんかもしれませんけれども、先ほどの部長の答えと同様の答えなんです。先ほどの趣旨は、要は単身者の方も入れる、条例上です、道を開いとると。道を開いとるんです。単身者の方も、先ほど言いました高齢者、DV、そういった方も入れる道はあるんですけれども、その方は単身向けといいますと、床面積が約25 平米程度ということで、町営住宅の今管理しておる町営住宅の床面積が35 平米、それから少ないところで30 平米程度、それから上は青崎東の約60 平米程度ということで、これは単身の方よりも世帯向けの住宅として当時建設ということで町営住宅を建設しておりますので、結果的には、単身者の方の応募というのは、世帯向けという方で世

帯者で限定した形で応募しておるということで、今後単身者の方も入れるような道をあけておりますので、今後町営住宅の建てかえ等については、単身の方も入れるというような形で、ことで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中村 勤君） 建設部長。

○建設部長（森島正二君） 3 番繁政議員からの御質問でございます。例の常任委員会報告のときにちょっと出ました資料について、繁政議員のほうへ手渡しをしております。住宅土地統計調査によりますと、府中町における空き家状況が約 2, 4 3 0 戸程度だろうということで今出ております。この調査につきましては、平成 2 0 年度に実施して、5 年ごとに実施をするものでございます。

それで、町内住宅戸数は約 1 万 5, 6 0 0 ということでございます。かなりの空き家があるということで、それらについて、できればそういう町営住宅に、少ないんであれば活用したらどうかということではありますが、これについてやはり民間の住宅として、ある程度民間は民間としてそういう空き家対策をいろいろ考えておられるということでございますので、町は今持っておるのは町営住宅ということでございますので、町営住宅のあり方については、今後また議論があろうと思いますが、将来の北部の福祉センターという部分にある程度の町営住宅の兼ね備えたそういう住宅も建てたいという計画も持っておりますので、それらをあわせた形の中での今の町営住宅の活用をまたさせていただいて、また入居の募集もさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第 1 2、第 5 1 号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



地域社会形成及び良好な居住環境を確保するものとし、便利で快適な居住環境となるよう整備することといたしております。

(2) の第5条、第6条にて、敷地の基準としまして、位置の選定、敷地の安全に関する規定を定めております。

(3) の第7条から第12条は、町営住宅等の基準を定めております。

まず第7条では、建築物につきましては、地域全体の良好な居住環境を考慮した配置を定めることとし、第8条では、防火、避難、防犯の措置、省エネルギー対策、音環境、構造耐力上主要な部分の劣化の軽減、維持管理面での配慮を定めております。

第9条において、住戸の基準として、住戸1戸の床面積の合計を25平方メートル以上とし、宅内の設備、空気環境について定めております。

第10条、第11条では、各戸内各部や共用部分について、高齢者等の移動の利便性及び安全性を確保するための措置を講じることといたしております。

第12条では、自転車置き場、物置、ごみ置き場等の附帯施設の設置について定めております。

第13条から第16条では、児童遊園、集会所、広場、通路等の町営住宅敷地内の共同施設についての基準を定めております。

このたび国土交通省令、公営住宅等整備基準で定める基準を参酌した結果、これまで整備基準を運用していく上で特別の支障が生じておらず、また省令の基準と異なる、あるいはより厳しい基準に定めることは、過剰性能、割高建設費から家賃高騰へとつながるおそれがあり、住宅困窮者へ低廉な家賃で提供する公営住宅の趣旨からも望ましくないと判断し、一括法の施行前と異なる取り扱いを行う特別な事情がないことから、結果的には基準どおりの定めといたしております。

この条例は、平成25年1月1日から施行し、現存している町営住宅等については、従前の例によるものとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 3項、町営住宅の基準、25平方メートル以上とするとなってるでしょう。さっき25平方メートル以上だったら、要するに1人じゃ無理だと、だ

から今まで、今ある分は全部誰かと同居という形じゃないと入れんというような答弁じゃったような気がするんじゃけど、さっき最後のときには、それでももっと門戸を開いて1人の高齢者でも障害者の人でも入れるようにするか、今度建てるときにはそういうふうにしたいというような答弁だったような気がするんですが、ここでこういうてわざわざまた基準がうたってあると、なぜこれを言うかいうたらですね、今のうちに高齢者がどんどん、どんどん本当にすごく高齢化社会になつとるわけよ。そうすると、自分の持ち家を持っていच्छる人ばかりじゃありません、高齢者でね。そういう人たちが、自分が働いとる間はアパートを借りて何とか生活ができていたんですが、今それこそ年金もだんだん、だんだん下がっていく、国保も上がっていく、本当にいいことはないわけよ。そうじゃのに、町営住宅へ入ろう思うて申し込んだら、1人じゃだめじゃ言われて、みんな我慢して五万何ぼを入っとしてですよ、今ね。ですから、できれば本当にひとり暮らしのお年寄りがどんどん進んでいっているから、ひとり暮らしのお年寄りが本当にさっきおっしゃった住宅困窮者で、本当にあれだけ世の中のために頑張って働いてこられた人が、最後ぐらひは安定した生活ができるようにしてさしあげたいと私たちは思っておりますので、その辺を考えた基準にしてもらいたいなと思ったんですが、この基準の解析というか、どういうように私たちが受けとめて今の人たちに言ってさしあげたらいいんだらうかなと思いましたので、質問をいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

監理課長兼職次長。

○建設部次長兼監理課長（和田敏信君） 繁政議員の御質問ですけども、先ほど25平米、これ健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準という、住生活、その法律があるんですが、その中で最低基準25平米という形で、この25平米は単身の方を向けてということで、それから2人世帯、3人世帯、4人世帯に応じて30平米なり、そういった形で上がっていくわけなんですけども、先ほど部長のほうからも答弁がございましたけども、さっきの質問あれですけども、そういった形で今後建設する場合には、北部地区に複合施設というような形の建設計画がございますので、そういった方にも配慮できるような形で整備はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第１３、第５２号議案、府中町町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１３、第５２号議案、府中町町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第１４、第５３号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例の制定についてを議題に供します。

町長。

○町長（和多利義之君） 第５３号議案 平成２４年１２月７日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例の制定について。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（権現通洋君） 第53号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例の制定について、補足して御説明をさせていただきます。

第53号議案参考資料をお開きください。

まず、第1項の制定の理由でございます。介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）でございますが、これが平成23年6月22日に公布されたことに伴いまして、条例を制定させていただくものでございます。

次に、第2項の条例の概要でございます。

第1条において、条例の趣旨を述べ、第2条において、指定地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームのことでございます、の指定に関する入所定員を29人以下とすること、第3条及び第4条において、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者申請者の資格は、法人であることとすると、こういうことを定めております。

ちなみに、制定内容につきましては、法及び同法施行規則と同じ内容といたしております。

最後に、本条例の施行期日は平成25年4月1日といたしております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） すいません、1点だけ。この法人というのは社会福祉法人じゃなくても、公益法人とかNPO法人とかあるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（脇本哲也君） ここでこの条例で言います法人ですが、いわゆる自然人以外で法律の規定によって権利義務の主体となることができるもののことというふ

うにされておりますので、株式会社であるとか、宗教法人であるとか、財団法人であるとか、そういった全ての法人ということでございます。

ただし、養護老人ホームと特別養護老人ホームについては、別の法律、老人福祉法の中で社会福祉法人でないとだめだという規定がありますので、いうことになっております。よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第14、第53号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例の制定について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、第53号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第15、第54号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

町長。

○町長（和多利義之君） 第54号議案 平成24年12月7日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第18条（介護保険法の一部改正）の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

詳細の説明につきましては、引き続き福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（権現通洋君） 第54号議案、介護保険法に基づく指定地域密型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足して御説明をさせていただきます。

条例案のボリュームが非常に多いので、便宜上ページ数字をつけさせていただいておりますけれども、最後のページ、91ページになるんですが、その次の、次のページでございます。第54号議案参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず、第1項の制定の理由でございます。この条例案も、いわゆる地域主権改革一括法の施行によります介護保険法の一部改正に伴い、新たな条例の制定が必要になったということでございます。

次に、第2項の条例の概要でございます。地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきまして、介護保険法の規定による従うべき基準及び標準とされている基準については、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、これ以下、省令と称させていただきます、のとおりいたしました。

また、参酌すべき基準とされているものについても、一部の基準を除き、省令の基準と同じ内容とさせていただいております。

（1）一般原則につきましては、第3条に定めていること。

（2）では、本条例案において基準を定める地域密着型サービスの項目を掲載しております。ここに記載しております片仮名のアからケまでの9種類のサービスについて、条例案では第2章から章ごとに規定をさせていただいております。

ここで省令と違う基準について、御説明をさせていただきます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

65ページの下の方になるのですが、第152条をごらんいただきたいと思います。

思います。この条は、いわゆる特別養護老人ホームについての基準なのでございますけれども、第1号、アで1室当たりの定員を定めております。原則1人で、必要と認められる場合は4人までとすることができるというふうにしております。省令の基準では、この4人が2人となっておりますけれども、当町の条例案では4人とさせていただいております。この部分が唯一省令と異なっている基準で、これは個室では一般的に多床室に比べて居住費が高額になることや、個室の生活になじめない人もいることなどからの理由によるものでございます。

最後に、本条例の施行日は平成25年4月1日とするとともに、経過措置で施行期日において省令の基準により指定を受けていたものは、条例の基準を満たすものとみなすということとさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第15、第54号議案、介護保険法に基づく指定地域密型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第15、第54号議案、介護保険法に基づく指定地域密型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第16、第55号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

町長。

○町長（和多利義之君） 第55号議案 平成24年12月7日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第18条（介護保険法の一部改正）の施行に伴い、条例を制定するためでございます。

引き続き、詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（権現通洋君） 第55号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足して御説明をさせていただきます。

本条例案にも便宜上、ページの数字をつけさせていただいております。

最後のページ、39ページの、次の次のページになります、第55号議案参考資料をお開きいただきたいと思います。

第1項の制定の理由でございます。本条例案もいわゆる地域主権改革一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、新たな条例の制定が必要となったということでございます。

次に、第2項の条例の概要でございます。地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、介護保険法の規定によります従うべき基準及び標準並びに参酌すべき基準につきましては、異なる基準を制定すべき特段の事

情や地域性が認められないということから、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、これも省令でございます、のとおりとさせていただきました。

(1) の一般原則につきましては、第3条に定めております。

(2) では、本条例案において、基準を定める地域密着型介護予防サービスの項目を掲載しております。ここに掲載しておりますアからウまでの3種類のサービスについて、条例案の中では第2章から章ごとに規定をさせていただいております。

なお、本条例の対象であります介護予防サービスは、要支援者として認定をされた方に対するサービスでございます。

最後に、本条例の施行日は平成25年4月1日とするとともに、経過措置で施行期日において省令の基準により指定を受けていたものは、条例の基準を満たすものとみなすこととさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 第55号議案の審議の中でございますが、ここで質問をさせていただきたいと思います。

この案件につきましては、基準を定める条例の制定であります。これまでの地域主権による改革によって、地域の自主性並びに自立性を高めるために改革を推進するために改正された法律だと、このように私は理解をいたしております。

主に自治体に対する事務の処理、方法の義務づけなど、見直しを実現して、そして自治体の独自性を生かすべきその法改正だと、このように思っています。多くの方にも質問がありましたよね。そういうことを含めながら、自主性を生かしたその法改正だと、このように私は考えております。

そういった中で、この見直しにつきましては、御案内のように、これまで国の法令で定めていた基準の幾つかを自治体の条例へ委任することで、多くの条例制定や改正が今までは提案されてきたと、このように私は理解をいたしております。確かに、従うべく基準や、するべき基準が示されておりますが、一部の条例については、参酌基準という形で改正されたものもあります。提案説明を聞いていると、ほとんどが現状とは変わらない、そのような内容説明を受けております。

そこで、条例が多岐にわたっているために、私はここで指名して申しわけないんですが、副町長に伺います。地域の自主性、自立性を高めるためと言いながら、こうした国の対応は真の地域主権と言えるのか、私は疑問が残る、このように感じております。

ただ、新たにこれまでの法律を地方自治体の職員によって、地方自治体の職員ですね、よって、条例化することは私は大変苦勞されると、このようにも思っております。自治体の職員の能力もあると思いますが、こうしたことを含めて、副町長の考え、見解をお聞かせください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

副町長。

○副町長（佐藤信治君） 今15番加島議員さんのほうから、今回の地域主権改革、国の法律改正、それからそれを受けた町の条例制定、改正が今議会で10本提案させていただいてるわけですが、それがどういう評価をすべきかという御質問かと思えます。

地域主権改革につきましては、最初51号議案におきまして冒頭補足説明で建設部長のほうから地域主権改革についての趣旨を御説明をしたわけですが、再度ちょっと重複しますが、国の表現をかりて再確認をしますと、地域の住民に身近な事務は、基礎自治体が中心の役割を担うと、この基礎自治体というのは現行の地方制度であれば、市町村ということになります。これを基本に、そして補完性の原則に基づき国、地方の適切な役割を分担すると、こうした国のあり方を転換する改革であるというふうな表現が使われております。このことを実行するためには2つ要素があると思えます。

1つは、自立した基礎自治体、市町村としてそれにふさわしい権能、権限を持つ、付与される必要があると、2つ目には、これを実行たらしめる自立的な財政基盤が必要であると、この両輪があって初めて国が言ってる地域主権改革が進むんかなというふうに考えております。

今回は地方財政改革ということではございません。今回の法改正については、主には都道府県の権限を基礎自治体、市町村に移譲する。それから、その移譲した事務について、法律の上で、あるいは政令、省令でがんじがらめに縛っておると、やり方あるいは手順とか内容の基準であるが、国が決めておるということになると、自主的な

運営ができないわけですから、その義務づけ、枠づけについての見直しをし、条例制定権を拡大したという内容でございます。

それを踏まえまして、今回の非常に長い法律ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、非常に長い法律で、23年4月に第1次一括法という表現してありますが、一括法が成立し、第2次一括法が8月に成立したということで、今回10本の、一部個別法に伴う改正条例がありますが、今回10本の条例が制定あるいは改正を提案させていただいたということでございます。

この一括法についての評価はさまざまあるようです。例えばホームページなんかで見ますと、全国知事会なんかは、一定の進展は評価はするが、その基準について従うべき基準が非常に多用されておって、必ずしも地方についての自由度が高まってないと、まだまだ不十分だというふうな評価をしておって、知事会なんかはこういうふうにすべきだという提言を国のほうにしているということでありましたが、翻って、府中町の今回の10本の条例を見ますと、介護保険関係の条例には従うべき基準であるとか、標準基準とか、標準であるとかはございましたが、そのほかの条例では全て参酌すべき基準でございます。そういう意味においては、本町においては今回の改正で影響があるのは10本の、今回では10本の条例でございますが、自由度は一定高まっておるんでないかと、従うべき基準ばかりではないというふうには考えております。

次に、その参酌基準を本町がどのように受けとめて、どのように検討したかということです。今議員のほうから御指摘あったように、結局何も変わってないじゃないかという御指摘もございましたが、実際、今、本日の提案した条例の中でも、2本参酌基準とは違う内容の、あるいは基準がない基準を設定した部分があったというのは御説明したとおりです。

したがいまして、本町においては担当部署において、この参酌基準を十分府中町の実情を踏まえて検討、吟味をし、その結果において、国が現在示してる基準に特段の地域的な事情を異なる内容を定めるだけの異なる特別な事情がないという判断をして、このような条例を制定、提案させていただいたということでございます。

地域主権改革としては、結果としては現行と変わってないということでありましたが、本議会でやりとりがあったように、今までは我々はこれは国の基準でございます、我々にとってどうしようもありません、国が決めております、いう説明をしておった

わけですが、今後はこの参酌基準の部分については、私たちが決めました、この決めた内容については、こうこういう理由で決めたんですということを説明責任が問われる時代になったということでもありますし、地域の実情がいろんな実情があって、これを改正すべきだということになれば、国のお伺いを立てずに、自主的に条例改正ができるという時代が来たんだというふうに理解すべきかなというふうに考えております。

最後に、議員さんのほうから、人材の件についても御指摘を受けたわけですが、翻って考えれば、私どもが職員の能力というのは、地方公共団体の事務は多くは機関委任事務でございました。機関委任事務というのは、地方が国の機関として仕事をするという事務でありまして、それには法律以外に国から上位機関として下位機関に対して通達を出して、これに従って仕事をしなさいと。したがって、私どもが職員としてやるときは、法律も知っとかにやあいけんののですが、この通達を具体的に知っとかんとええ仕事ができないという時代でございました。これが今回の地域主権改革に先立つ1期の地方分権改革で平成12年この機関委任事務が廃止をされました。

ちょっと調べてみたんですが、平成12年以降、府中町の職員採用が100人を超えています。ことしの4月1日で府中町の職員が340人でございますので、約3分の1は機関委任事務というのは歴史的な用語として理解はしているけれども、実際その事務に従事しない職員がもう3分の1を占めだしたということでございますので、随分地方公共団体の職員の意識も変わって、あるいは自分の頭で考えて、自分で行動するということが必要な時代に、職員がそういうように迫られてると、それで、そういう時代に生きとる職員ももう3分の1を占めてるんだというふうなことでございます。

もちろん、それだけでは済まんわけで、先ほど御指摘あったように、人材育成ということが非常に重要でありますので、先ほどこれはたまたまなんですが、第50号議案で自己啓発等の休業に関する条例を提案させて議決いただいたわけですが、こういった自己啓発であるとか、そういったことを支援するのは、これは議案の補足説明でもこういったことをやっていますということを申し上げさせて説明させていただきましたが、こういったことを通じまして職員の政策立案能力、そういったことについての向上に努めていく必要があるのかなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） まず第1点は、54号と55号の違いってというのは、私の理解では、54号のほうは、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームを中心とした事業、そして55号のほうは、地域密着型だけでも、予防サービスにかかわるものですよ。その認識は正しいかどうかということが第1点。

それから2つ目には、今2つほど府中町には地域密着型の施設がございます、介護施設が。特に、予防のほうなどで考えてみますと、今2つあって、もう一つ建設を進めたいということで一定に進んでると思うんだけど、その見通しをまずお伺いする。

3つ目には、例えば言葉ではたくさん出てくるんだけど、定期巡回随時対応型訪問介護ですとか、あるいは夜間対応型訪問介護ですとか、認知症対応型通所ですね、これは介護とかあるんだけど、実際に例えば54号の第3章にあります夜間対応型訪問介護っていうのを、いわゆる指定地域密着型の施設でやってるのかどうなのか、実際に実施できるのかどうなのか、人材確保の問題、さっき出たけど、実際に府中町という小さな、町域としては狭いところで、それだけの人間、要するに人材を抱えて夜間に対応しなきゃいけないという需要がどれだけあるのかとか、それから定期巡回随時対応型訪問介護なんていうのも、実際はどの程度実施されてるのか、あるいは今後の見通しみたいなことがあればお伺いしたい。

実際に、特に夜間対応型訪問介護なんていうのは、恐らく施設を運営する側にとっては物すごい負担になるし、それだけの人材確保っていうのをしようと思えば、よほどの労働条件をよくしないと人材の確保なんかとてもじゃないけどできないと。

○議長（中村 勤君） 林議員、54号のことはもう終わりましたので、55号のことですべて教えてください。

○18番（林 淳君） そんなら55号だ、違うということで、55号のほうで絞って言うけれども、要するに、こういうふうに盛りだくさんの対応、特に予防に力を入れ始めてからはいろんなことをアイデアは出してるけども、実際に可能なのかどうなのかということについて、じゃあお聞きします。55号でいいですから。もう一つは見通しね。それから、最初の質問が、54と55号の違いってというのは、私の認識でいいのかどうなのかというのが第1問の質問。

以上。

○議長（中村 勤君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（脇本哲也君）　まず1問目の質問なのですが、第54号と第55号の違い、第55号について言えば、要介護認定で、要支援1、2と認定された方、こうした方は、まだ心身の状態が維持改善される可能性が高い方ですので、生活機能の維持向上を目的とした介護予防サービスを利用していただくということで、第55号議案につきましては、こういった方、要支援1、2の方を対象とした事業でございます。

2問目ですが、特養の見通しという御質問だったと思います。第5期、これは府中町の第5期介護保険事業計画において、平成26年度に地域密着型の特養1カ所整備することといたしております。現在これに向けて、これからですが、準備等していく予定にしております。

それともう一つ、ちょっと戻るんですけど、夜間対応なんかについてやっておられるかという質問だったと思います。これにつきましては、広島市内にあります事業所、これを広島市の同意を得まして指定しております。現在府中町では利用者8名というふうに聞いております。

それと、あともう一点、定期巡回随時対応型訪問介護につきましては、これまだ実施いたしておりません。これにつきましては、やはり新聞等でも報道されておりますが、事業者のほう人材確保であるとか、採算性の問題であるとか、そういったことでなかなか参入が難しいということで、現在、中国地方では米子市だけだというふうに聞いております。

以上です。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第16、第55号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、討論を省略

し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第16、第55号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 本日はこれをもって散会とし、12月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日は散会とし、12月10日午前9時30分から会議を開くことに決します。御苦労さまでした。

（散会 午後2時23分）